

道路法第24条に規定する承認工事の取扱い要領 概要

目的・通則

- 1条 道路管理者以外が行う工事又は維持を行う場合の定め
- 2条 工事の承認は真にやむを得ない場合に認め、承認事務にあたっては十分指導・監督に努める

申請

- 3条 「道路工事施行承認申請書(様式第1号)」の提出
 - ・「位置図」、「平面図」、「断面図」、「構造図」を添付
 - ・必要に応じ、「事業計画書概要書」、「帰属承諾書(第3号様式)」等を添付委任状(様式第10号)の提出により、申請事務を委任

- ◆今までの要領には申請事務の委任について記載されていなかったため、本文中に明記し、様式についても定めた。
- ◆建物の新築・解体の有無を記入する項目を追加した。

- 3条2 承認後、変更が生じた場合は、「道路工事施行承認変更申請書(様式第2号)」を提出

協議・承認

- 4条 道路法の許可、承認事務の土木事務所への委任に関する運用方針3. に定める協議は、「道路工事施行承認申請協議書(様式第4号)」による
- 4条2 承認は「承認書(様式第5号)」及び「条件書(様式第6号)」による。必要があれば追加条件を記入

工事の実施

- 5条 工事に着手しようとするときは「工事着手届(様式第7号)」
工事が完了したときは「工事完了届(様式第8号)」を提出
- 5条2 工事が完成したときは確認(検査)を行い、「承認工事完了確認及び引継書(様式第9号)」を交付し、引継ぎを受ける

- ◆今までの要領には「確認(検査)」の実施が本文中には記載されていなかった(条件書(様式第6号)及び工事完了届(様式第7号)中に記載)ため、本文中に明記し、様式についても定めた。

承認基準

- 6条 法面埋立、切取等の承認基準 (1)~(14)
- 6条2 車両出入口の承認基準 (1)~(12) ←**うち(5)を改正**
(5)改正前→乗入幅は原則6m以内。大型車両の場合で、これにより難しい場合は車両の軌跡図により決定
改正後→乗入幅は別表第1乗入規格表及び別図第1のとおりとする

- ◆現行基準を「近畿地方整備局の基準」に準じ、セミトレーラー等の特殊車両の取扱いを定めた。

- 6条3 進入路、取り付け道路 (1)~(2)
- 6条4 付替等の承認基準 (1)
- 6条5 既設側溝に蓋を設置する場合は、道路占用でなく道路法第24条申請として取り扱うよう指導

交通関係

- 7条 工事施工と交通規制を所轄警察署長に了解を求めるよう申請者に指示。大規模施工については道路管理者が所轄警察署長に協議し、交通事故の防止に努める。